

## 第1章 災害予防計画

### 第1 基本方針

豪雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県市道の交通確保及び鉄道等の輸送、電力、通信の確保並びに緊急時に対処するための医療等の確保を図り、雪害予防の万全を期する。

### 第1節 雪害に強い市づくり

#### 第1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強い市づくりを行う。

#### 第2 主な取り組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い市づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 5 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 6 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 7 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 8 豪雪地帯における医療を確保するための体制の整備を図る。
- 9 農林産物の雪害を防ぐための適切な技術指導の普及啓発を図る。
- 10 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 11 豪雪時における児童生徒の安全確保及び冬期における児童生徒の教育の確保を図る。
- 12 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 13 雪害時における警備体制の確立及び交通規制を行う。
- 14 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

#### 第3 計画の内容

##### 1 雪害に強い市づくり

###### (1) 基本方針

市は、地域特性に配慮しつつ、雪害に強い市づくりを行う。

###### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（建設課）

- (ア) 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。
- (イ) 雪崩による災害を防止するための施設等の整備及び雪崩、融雪等による水害・土砂災害を防止するための事業等を推進する。
- (ウ) 積雪寒冷の度が特にはなはだしい地域において道路交通の確保が必要であると認められ、国土交通省から指定された道路において、スノーシェッド、防護柵、消雪施設等防雪施設の整備並びに路盤改良、流雪溝の整備等を行う。
- (エ) 消流雪用の確保、除排雪機能の高い河川・溪流の整備、通信ケーブルの地中化等の施策を行う。

##### 2 道路交通の確保計画

###### (1) 基本方針

市内の冬期道路交通を確保するため、市、県及び関係機関は除雪機械及び要員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

市は日頃から県及び関係機関と情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

## (2) 実施計画

### ア 市の実施計画（建設課）

(ア) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、市、県、関係機関は連絡会議を設置し、連携を図る。

(イ) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、市、県及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。

(ウ) 市は、「除雪・融雪剤散布業務ガイドライン」及びそれぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。

(エ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに排雪場所の周知を図る。

### イ 関係機関の実実施計画

(ア) 一般国道（指定区間）について、国土交通省計画により除雪を行うものとする。

なお、除雪上必要とする資機材の現況及び捜査人員について、常時把握するものとする。

(イ) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。

(ウ) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努めるものとする。

(エ) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努めるものとする。

(オ) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行うものとする。

### ウ 住民が実施する計画

厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるため、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努めるものとする。

## 3 鉄道運行確保計画

### (1) 基本方針

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

### (2) 実施計画

#### ア 関係機関が実施する計画

(ア) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備

(イ) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設等の整備充実

(ウ) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

(エ) 降雪により転倒、落下等のおそれがある支障木の伐採

## 4 電力の確保

## (1) 基本方針

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため必要な施設の強化を行う。

## (2) 実施計画

## ア 関係機関が実施する計画

(ア) 発電設備、変電設備については、積雪の多い地域の電気設備の屋内化及び充電部・露出部の隠ぺい化を実施する。また、構内巡視路・機器周辺への融雪装置の設置、機器架台のかさ上げ、防雪カバー等を設置する。

(イ) 送電設備については、積雪の多い地域及び市街地については、鉄塔の耐雪強化設計又は電線の難着雪化を行う。

(ウ) 配電設備については、以下の対策を行う。

- a 電線の太線化
- b 難着雪化電線の使用
- c 支持物の強化
- d 冠雪対策装柱の採用
- e 雪害対策支線ガードの採用
- f 支障木の伐採

## 5 ガス施設の安全確保

## (1) 基本方針

豪雪時におけるガス供給設備の破損を防ぐための装置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

## (2) 実施計画

## ア 県及び関係機関が実施する計画

(ア) 豪雪時に、液化石油ガス供給設備の破損が生じないように、建物の切妻側や軒下等に設置するか、収納庫又は雪囲い等によって保護するとともに、容器の転倒防止措置を徹底するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。

(イ) 豪雪地域においては、排気筒が折れないよう保護装置を講じるとともに、設備破損によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売業者を指導する。

(ウ) 雪害発生時に液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急主導体制の構築を図るよう、(社)長野県LPガス協会に要請する。各支部内で対応できる災害の場合のほか、他支部等からの応援を得て実施する大規模災害の場合についても整備を要請する。

特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等については、最優先で実施するよう要請する。

排気筒折損、供給管破損等のほか、積雪に囲まれた空間へのガスの滞留と屋内への流入等に特に注意するよう要請する。

## 6 通信の確保

## (1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、線路設備、孤立防止用無線設備の巡回点検整備を行うほか、非常用可搬型無線機ならびに移動用電源装置の整備等必要な措置を実施する。

## (2) 実施計画

## ア 関係機関が実施する計画

## 電気通信設備の予防措置

雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図る。

## 7 医療の確保

## (1) 基本方針

豪雪地帯における医療の確保を図るため、除雪等道路交通の確保を図る。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画

本節第3・2「道路交通の確保計画」による。

## 8 農林産物対策計画

## (1) 基本方針

雪害による農林産物の被害を防ぐため、生産者等に対する適切な技術指導を行う。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（農林課）

(ア) 雪害に対処するため県及び農協等に連絡を取り水稻、麦、果樹、野菜、花き及び飼料作物等に対する必要な予防技術の指導及び応急対策技術の指導を行う。

(イ) 健全な森林を育成するため、適地適木による森林造成及び適正な除伐、間伐の実行等に対する技術指導を行う。

また、被害立木については、森林病虫害の発生を未然に防ぐために、適正な処理を行うよう指導、支援する。

## 9 建築物対策

## (1) 基本方針

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行う。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（建設課）

(ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行う。

(イ) 雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行う。

(ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及、啓発を図る。

## イ 建築物の所有者等の実施計画

(ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は関係機関に、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

## 10 授業の確保等

## (1) 基本方針

幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校」という。）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において児童生徒等という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、冬期における児童生徒等の教育を確保するための対策をとる。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（子育て支援課・教育課）

(ア) 児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるように、必要な対策を講じる。

(イ) 県が実施する対策に準じて、市の防災計画等をふまえ適切な対策を行う。

## 11 文化財の保護

## (1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承してゆくことが必要である。このため、文化財建造物等については、積雪による破損や損傷を防ぐため適切な応急対策をとる。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（教育課）

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

## イ 所有者等が実施する計画

定期的な点検を行い、危険箇所の応急修理、建造物の側面や土台を防護するための雪囲いを行う等の処置を講ずるものとする。

## 1.2 警備体制の確立

## (1) 基本方針

関係機関と緊密な連携の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に平常時から努める。

## (2) 実施計画

## ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実実施計画（総務課・建設課・東御消防署）

## (ア) 危険地域等の調査

## a 調査対象

- (a) 交通途絶地域
- (b) 地すべり災害危険箇所

## b 調査事項

- (a) 危険地域の状況
- (b) 危険・被害予想
- (c) 警戒措置（事前の観測体制、危険状態の伝達体制、警戒体制、危険排除措置、避難措置等）

## 1.3 雪害に関する知識の普及・啓発

## (1) 基本方針

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等からある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要である。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施計画（建設課）

降積雪時の適切な活動について、住民に対して周知を図るとともに、雪崩危険箇所等の周知を図る。

また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、復旧・復興への備え

### 第1 基本方針

雪害が発生し又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 気象警報・注意報等の市民に対する伝達体制を整備する。
- 2 緊急輸送確保のため、除雪等の体制を強化する。

### 第3 計画の内容

#### 1 市民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第2章災害応急対策計画「災害直前活動」の伝達系統のとおりであるが、防災関係機関は円滑で速やかな情報伝達ができるように、体制の整備を図る。

#### 2 緊急輸送関係

##### (1) 基本方針

迅速かつ円滑な災害応急対策を行うためには、緊急輸送体制の整備が必要である。このため、各機関は除雪体制の強化等雪害に対する安全性の確保を図る。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（建設課）

除雪体制の強化等の雪害に対する安全性の確保を図る。

#### 3 避難収容関係

##### (1) 基本方針

公民館、学校等の避難施設としての使用が予想される施設の建設にあたっては、災害に対する安全性、寒さに対する配慮を行う。

##### (2) 実施計画

###### ア 市の実施計画（総務課）

避難施設等における暖房設備の設置等の寒さに対する配慮を行う。

## 第3節 観測・予測体制の充実

### 第1 基本方針

雪を克服するため、又は雪をより有効的に利用するため降雪量など雪に関するより迅速かつ正確な情報提供ができる体制が必要とされる。

また、複数の観測機関の協力により市民に対する情報提供の整備が必要である。

### 第2 主な取り組み

- 1 降雪等に関する観測・予測体制の充実・強化を図る。
- 2 市民に対する情報の提供体制を整備する。

### 第3 計画の内容

#### 1 観測・予測体制の充実強化

##### (1) 基本方針

降雪状況をいち早く把握できる体制づくりを進めるとともに、観測した降雪データの保存・整理を行う。

##### (2) 実施計画

ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施計画（総務課・企画振興課・東御消防署）

（ア）応急対策等に活用するため、降雪に関するデータを保存・整理する。

（イ）長野地方気象台からの情報収集のほか、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。

#### 2 情報提供体制の充実

##### (1) 基本方針

各機関相互の情報交換を促進するとともに、情報提供システムづくりを推進する。

##### (2) 実施計画

ア 市の実施計画（企画振興課）

（ア）緊急情報等メール配信、(株)エフエムとうみ及び(株)上田ケーブルビジョン放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため事業者等と協力関係の構築を図る。

（イ）インターネットポータル会社等を利用し、市民に対して各種の情報を提供する体制の整備を検討する。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

本章では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、雪害に特有のものについて定める。

### 第1節 災害直前活動

#### 第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

#### 第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 市民の避難誘導等

#### 第3 活動の内容

##### 1 気象警報・注意報等の伝達活動

###### (1) 基本方針

長野地方気象台から発表される気象警報・注意報等について、市民及び関係機関に円滑に伝達を行うとともに、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」を参照のこと。

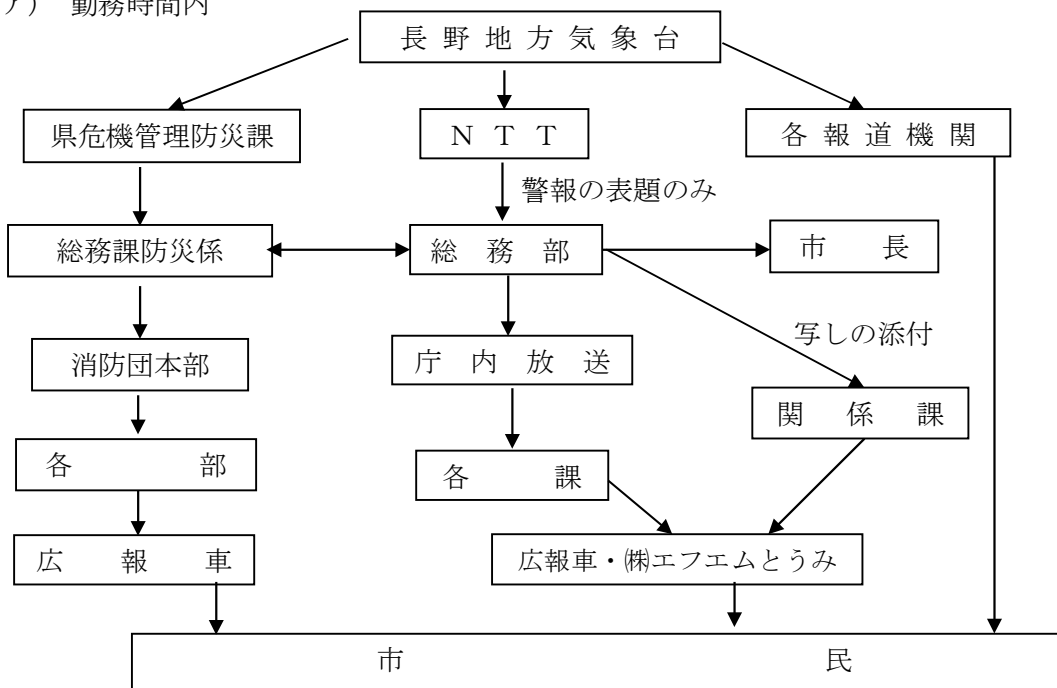
###### (2) 実施計画

###### ア 市の実施対策（総務課）

雪に関する気象警報・注意報等の伝達系統

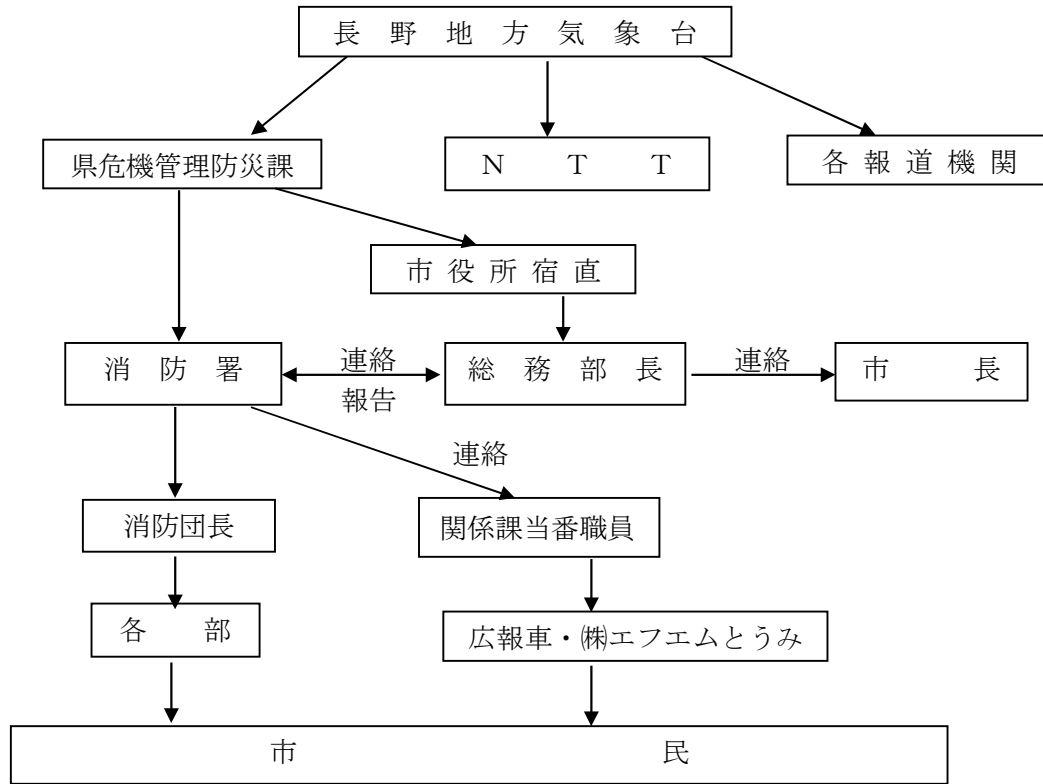
伝達は他の気象警報・注意報と同様に行われるが、市においては次のとおり行う。

###### (ア) 勤務時間内



###### (イ) 勤務時間外





長野地方気象台が発表する雪に関する警報・注意報  
警報・注意報発表基準一覧表

発表官署	長野地方気象台										
府県予報区	長野県										
一次細分区域	北部			中部					南部		
市町村等をまとめた地域	長野地域	中野飯山地域	大北地域	上田地域	佐久地域	松本地域	乗鞍上高地地域	諏訪地域	上伊那地域	木曾地域	下伊那地域
暴風雪 (平均風速)	17m/s 雪を伴う										

警報	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 25cm	12時間降雪の深さ 40cm	平地 12時間降雪の深さ 25cm	菅周 12時間降雪の深さ 25cm	12時間降雪の深さ 20cm	聖高 原周 辺12 時間 降雪 の深 さ 25cm	12時間降雪の深さ 30cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 20cm
		山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	山沿い 12時間降雪の深さ 30cm	菅周 、菅 周を く城 12時 間降 雪の 深さ 20cm	菅周 、菅 周を く城 12時 間降 雪の 深さ 20cm	聖高 原周 辺を く除 地域 12時 間降 雪の 深さ 20cm						
注意報	暴風雪 (平均風速)	13m/s 雪を伴う										
	大雪(12時間降雪の深さ)	平地 12時間降雪の深さ 15cm	12時間降雪の深さ 25cm	平地 12時間降雪の深さ 15cm	菅周 12時間降雪の深さ 15cm	12時間降雪の深さ 10cm	聖高 原周 辺12 時間 降雪 の深 さ 15cm	12時間降雪の深さ 20cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm	12時間降雪の深さ 10cm
	山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	山沿い 12時間降雪の深さ 20cm	菅周 、菅 周を く城 12時 間降 雪の 深さ 10cm	菅周 、菅 周を く城 12時 間降 雪の 深さ 10cm	聖高 原周 辺を く除 地域 12時 間降 雪の 深さ 10cm							
	融雪	1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上										
	なだれ	1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。 又は積雪70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、又は日降水量が15mm以上										
着氷	著しい着氷が予想される場合											
着雪	著しい着雪が予想される場合											

- 注) 1 警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表される時は、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除され、又は更新されて新たな警報・注意報にきりかえられる。
- 2 情報の取扱いについて警報・注意報等の伝達系統に準じて行う。
- 3 警報・注意報基準一覧表の解説については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」にある内容を参照する。
- 2 住民の避難誘導等
- (1) 基本方針
- 市は、住民の避難が必要とされる場合には、避難のための勧告・指示及び避難誘導等を実施する。
- (2) 市の実施対策（総務課・建設課）
- 市は、積雪・降雪・融雪等の状況を勘案し避難が必要とされる場合には、適切な避難誘導を実施する。

## 第2節 除雪等の実施と災害の防止活動

### 第1 基本方針

雪害においては、被害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

このため、地域住民と市が一体となった適切な除雪の実施活動が必要である。

### 第2 主な活動

- 1 迅速かつ効果的な道路除雪活動の実施
- 2 雪害時における鉄道の運行を確保するための活動の実施
- 3 雪害時における通信を確保するための活動の実施
- 4 冬期における児童生徒の教育の確保
- 5 文化財が積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施
- 6 警備体制の確立による応急活動の実施
- 7 雪崩災害の発生及び拡大を防止するための活動の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 除雪等の活動

##### (1) 基本方針

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、被害の拡大を防止し、緊急物資を被災者に供給するためにも交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。このため、迅速かつ効果的な除雪活動が求められる。

また、病院、学校などの主要施設へのアクセス道路や地域として必要なバス路線を確保するため、迅速かつ効果的な除雪作業を行う必要がある。

除雪活動を迅速かつ効果的に行うには路線の性格、降雪量、積雪深、交通障害の程度、除雪能力などを勘案し作業量及び緊急度に応じた体制をとる。なお、関連する国、県道との整合は常に図る。

##### (2) 実施計画

#### ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策

(総務課・建設課・農林課・東御消防署)

(ア) 市は、東御市除雪計画〔別紙〕の定めるところにより市道の除雪体制を整備し、大雪時には道路交通を緊急に確保し道路機能の確保を図る。

(イ) 路上の障害物の除去・除雪について、必要に応じて消防機関等の協力を得て必要な措置をとる。

(ウ) 冬期交通規制等の実施

(エ) 住民に対して、居住地域内における生活道路の除雪を呼びかける。

#### イ 住民が実施する対策

(ア) 住民は協力して居住地域内における生活道路の除雪を実施しなければならない。

(イ) 各区は除雪について地域内の調整を行うものとする。

#### 2 通信の確保

##### (1) 基本方針

雪害時における通信の確保を図るため、必要な措置を実施する。

##### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（企画振興課）

通信施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市は速やかにNTT長野支店に対し情報の提供を行い、災害による通信の途絶、又は通信が著しく輻輳したときの通信不能地域の発生をなくし重要通信の確保を図るよう要請する。

## 3 福祉対策

## (1) 基本方針

高齢者世帯等の除雪等については、相互扶助の精神を再認識する必要がある。

## (2) 実施計画

## ア 住民が実施する対策

高齢者世帯等の除雪については、隣近所が相互扶助の精神に基づき、助け合いで実施する。

## 4 授業の確保等

## (1) 基本方針

幼稚園、保育園、小学校、中学校及び高等学校（以下この節において「学校等」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、大雪時における児童生徒等の通学のための危険を排除し、安心して学習に専念できるよう必要な措置をとる。

## (2) 実施計画

## ア 市の実施対策（教育課）

(ア) 学校長は、児童生徒及び保護者に対し確実かつ迅速に連絡体制をとる。

(イ) 学校長は、天候の急変に際して市教育委員会と密接な連絡を取り、始業、終業時間の繰り上げ、繰り下げ等適切な変更措置をとる。

(ウ) 学校長は、大雪による交通機関の停止又は遅延に際しては遠隔地通学児童生徒等の実態を踏まえ、授業日の繰り替え、始業、終業時刻の変更等学校運営について弾力的に対応する。

(エ) 学校長は、山間部から通学する児童生徒等の生命保護のため、雪崩発生のおそれがあるときは気象情報等を伝達するなど事故防止に努める。

(オ) 積雪が一定量を越えると施設等の耐久度により破損するおそれがあるので、学校長はこれを防止するため雪下ろし等の措置を講じる。

なお、緊急の場合には、一時建物の使用を禁止する等の措置を講じる。

## 5 文化財の保護

## (1) 基本方針

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり正しく次世代へ継承してゆくことが必要である。このため、文化財建造物等については、積雪による破損や損傷を防ぐため適切な応急対策を講じる。

## (2) 実施計画

## ア 所有者等が実施する対策

積雪量が一定量を越えると、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがあるため、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろし等を実施する。

## 6 警備体制の確立

## (1) 基本方針

関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、雪害が発生し又は発生するおそれがある場合は、早期に警備体制を確立して人命の保護を第一義とした活動に努める。

## (2) 実施計画

## ア 市及び上田地域広域連合消防本部の実施対策（関係課等）

## (ア) 事前措置

- a 事前情報の収集と情勢判断
- b 警備体制の確立
- c 装備資機材等の確保

- d 関係機関との連絡協調
- e 広報活動の実施
- (イ) 雪害発生時の措置
  - a 雪害情報の収集・被害の調査等
    - (a) 事前情報
    - (b) 雪害発生時の情報
    - (c) 関係機関に対する連絡
  - b 避難措置等
    - (a) 災害予想箇所等危険区域の警戒
    - (b) 避難誘導
    - (c) 避難後の措置
  - c り災者の救出（救護）活動
    - (a) 人命救助活動
    - (b) 関係機関の行う救護活動に対する協力
- (ウ) 雪害発生後の措置
  - a 行方不明者の搜索
  - b 他機関の行う応急対策実施に対する協力
  - c 広報の実施
    - (a) 雪害の状況
    - (b) 今後の見通し
    - (c) 復旧措置の状況
    - (d) り災者の収容状況
- (エ) 交通の確保（規制）措置
  - a 道路交通の実態把握
  - b 関係機関との連絡協調
  - c 所要の交通規制の実施、迂回・誘導措置
  - d 交通整理員の配備
  - e 交通情報の収集・提供
  - f 交通規制等の広報

## 7 大雪災害の発生及び拡大の防止

### (1) 基本方針

大雪により雪崩等の災害が発生する必然性が高く、また、除雪に伴う中小河川の氾濫により住宅等への浸水、農業用ハウスの損壊等の災害が発生するおそれがあることから、適切な応急対策を実施する必要がある。

### (2) 実施計画

#### ア 市の実施対策（建設課）

危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な応急対策を実施する。

### 第3節 避難受入活動にあたっての災害等に対する配慮

#### 第1 基本方針

災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に安全が確保されるまでの間、被災者の当面の居所を確保する必要があるが、避難受入等のかつどうにあたっては、雪害の特性に応じた配慮を行う。

#### 第2 主な活動

避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について配慮する。

風水害対策編第3章災害対策計画第12節に定める「避難受入及び情報提供活動」による。

#### 第3 活動の内容

雪害が発生した場合、または発生するおそれがある場合の避難受入等の活動にあたっては、雪崩等の危険箇所について十分に配慮して行う。

風水害対策編第3章災害対策計画第12節に定める「避難受入及び情報提供活動」による。